

## ユニークベニュー開発業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「県」という。）が発注する「ユニークベニュー開発業務」を受注する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定める。

### 1 業務名

ユニークベニュー開発業務

### 2 業務の目的

令和4年9月6日に国の認定を受けた「栃木県立博物館文化観光拠点計画」において、栃木県立博物館（以下、「博物館」という。）はリアル展示の刷新やデジタル化したコンテンツ活用による「県内文化観光のゲートウェイ」かつ「文化資源間の接続点」としての役割を強化することとしている。

これまで博物館においては社会教育・文化振興という観点からの事業展開が主体であったが、令和4年の博物館法の改正により、教育や文化の域を超えた観光・国際交流等の様々な分野との連携が求められており、観光事業者等との連携を図るとともに、県外・海外から来県する観光客等に対しても本県の新たな魅力を提供していく必要がある。

そこで、令和7年度秋口に竣工した「栃木県立博物館文化体験スペース」等を活用し、博物館の展示や学芸員の特別解説等と組み合わせた、歴史文化に興味関心の高い富裕層等を意識した特別なプログラムの開発・販売準備を行う。

### 3 委託料

3,968,800円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

### 4 予定契約期間

契約締結の日から令和9（2027）年3月26日（金）まで

### 5 業務内容

#### 【特別な鑑賞プログラムの企画・調整・販売体制構築】

- （1）プログラムは、博物館の「栃木県立博物館文化体験スペース」などの施設を活用するものとする。なお、受託者は施設利用については、栃木県・博物館と十分な調整を行うこと。
- （2）県内飲食事業者と連携した栃木県ならではの食体験を含め、5つ以上のプログラムを企画すること。なお、展示品保護のため、博物館において飲食が可能な場所は、「栃木県立博物館文化体験スペース」、「研修室」、「博物館レストラン」内に限る。また、受託者が「博物館レストラン」を使用する場合は、博物館及び県有財産（当該レストラン）の使用許可を得た者と事前に協議することを必須とする。
- （3）本プログラムには、博物館の展示見学や学芸員の特別解説、博物館が提供する体験メニュー等、博物館の資源を活用すること。なお、受託者は博物館職員が直接関与する内容については、栃木県・博物館と十分な調整を行うこと。また、博物館職員が直接関与する際の配付資料等の作成等経費は受託者負担とする。
- （4）伝統工芸士等、博物館以外から文化体験を提供する人材・団体を手配することを可とする。なお、受託者は外部人材による体験等を「栃木県立博物館文化体験スペース」以外で実施する場合には、栃木県・博物館と十分な調整を行うこと。

- (5) 市場ニーズや他施設の先進事例、料金等を調査し、栃木県に提示すること。また、博物館が地方公共団体直営施設であることを踏まえ、適切な料金設定等について提案すること。
- (6) 企画したプログラムを含め、最終的に3つ以上のプログラムを造成し、次年度以降受託者が当該プログラムを販売する体制を構築すること。

#### 【成果品】

- (1) 作成したプログラムの内容は、県が指定した形式（PowerPoint 形式及び PDF 形式）で外部記録媒体に保存の上、納品すること。

#### 【管理運営業務】

- (1) 業務の適切な管理・運営を行うこと。
- (2) 業務の進捗状況等を県の求めに応じて報告すること。
- (3) 委託業務完了後速やかに、事業実績報告書を提出して検査を受けること。

### 6 委託料の支払い

精算払を基本とする。

### 7 事業の実施に係る留意点

- (1) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 感染防止対策を徹底した上で事業を実施すること。
- (3) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。
- (4) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
  - ア 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
  - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (5) 本業務によって作成される成果品の著作権等の取扱いは、次のとおりとすること。
  - ア 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、栃木県に無償で譲渡するものとする。
  - イ 受託者は本成果品について、栃木県及び栃木県が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。ただし、本成果品を栃木県立博物館文化観光拠点計画に直接関係しない事業等に活用する場合、県は受託者と協議の上、実施することとする。
- (6) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (7) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認める軽微な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施するものとする。